

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 環境課

不利益処分の内容	墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善命令
根拠法令等及び条項	墓地、埋葬等に関する法律第19条
根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律第19条
参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
設定等年月日	昭和23年 5月31日設定 令和 4年 6月17日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律</p> <p>第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。</p>